

議安未第~~四~~三
号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
三朝町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する

昭和三十九年五月十二日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和九年五月廿貳日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)
三朝町国民健康保険税条例(昭和三十九年三朝町条例第二六号)の一部を
次のように改正する

第三条中「各号」を「六号」に改める

第五条中

一、所得 割合

百分の 六〇

二、資産 産 割合

百分の 七〇

三、被保険者均等割

被保険者一人について 四〇〇円

四、世帯別平等割

一世帯について 八〇〇円

とあるを

一、所得 割合

百分の 六七

二、資産 産 割合

百分の 一三〇

三、被保険者均等割

被保険者一人について 六〇〇円

四、世帯別平等割

一世帯について 一、〇〇〇円

に改める

第十条第三項第一号中「四百五十円」を「四百八十円」に改め、同条同項第二

号中「三百円」を「三百二十円」に改める

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十九年度より適用する